

第22期第10回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和4年10月25日（火） 14：00～15：10

II 場 所：杉妻会館 3階百合
（福島市杉妻町3-45）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

（1）議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ、まいわし太平洋系群）（諮問・答申）

議案第2号 海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

議案第3号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について

（2）報告事項

ア 海区漁場計画の素案について

イ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果について

ウ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について

エ 全国海区漁業調整委員会連合会の令和5年度に向けた要望について

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員（15名）

（1）出席者 14名

今野 智光	会長	鈴木 哲二	会長代理	今泉 浩一	委員
狩野 一男	委員	平 仁一	委員	永瀬 哲浩	委員
森田 政利	委員	山下 博行	委員	吉田 康男	委員
渡邊 登	委員	川邊 みどり	委員	（WEB参加）	

久保木 幸子 委員 渡邊 千夏子 委員
宮下 朋子 委員 (WEB参加)

(2) 欠席者 1名

吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	石田 敏則
水産課主任主査	成田 薫
水産事務所次長	渋谷 武久
水産事務所主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター副所長	平田 豊彦
水産海洋研究センター研究員	八巻 大吾
水産資源研究所長	山本 達也
海区事務局 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 主事	熊田 湧樹
〃 主事	伊東 亮太

1 開会（14:00～）	
事務局 (根本主幹)	それでは、定刻となりましたので、これより第22期第10回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。
2 会長挨拶	
事務局 (根本主幹)	それでは、会長より御挨拶をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中、第22期第10回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 今回は、新型コロナの感染状況が落ち着きつつあることから、感染対策をとりつつ、対面での開催といたしました。委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。また、川邊委員、宮下委員におかれましては、WEBでの御参加をいただいております。御協力をいただきありがとうございました。 さて、本日は、知事部局からの諮問1議題、協議1議題、委員会指示1議題、さらに報告事項を4題予定しております。 十分に御協議いただければと思います。それでは、よろしくお願い申し上げます。
3 出席状況報告	
事務局 (根本主幹)	次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は吉田数博委員を除く14名の御出席をいただいております。このうち、川邊委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定における、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。
4 議事録署名人選出	
事務局 (根本主幹)	議事に先立ち議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では、会長、よろしくお願い申し上げます。
会 長	それでは、議事録署名人には、川邊委員、森田委員を指名いたします。 両委員には、よろしくお願い申し上げます。
両委員	(「はい」)
5 議題	
事務局 (根本主幹)	これより、議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条

	第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしくお願いいたします。
(1) 議案	
議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ、まいわし太平洋系群)(諮問・答申)	
議 長	それでは、議案第1号 「特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ、まいわし太平洋系群)(諮問・答申)」を議題とします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
石田課長	はい、議長。 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について御説明いたします。 資料4ページをお開きください。 令和4年10月11日付け4生流第2595号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
議 長	よろしくお願いいたします。
成田主任 主査	はい、議長。 水産課 成田です。 議案第1号の内容について御説明いたします。 資料6ページをお開きください。 1の概要を御覧ください。 今回の諮問の概要を御説明いたします。 特定水産資源の漁獲可能量のうち各都道府県へ配分される数量は、漁業法の規定に基づき農林水産大臣が定めますが、今般、「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの令和5管理年度における漁獲可能量について、本年と同様、本県に配分がなされる見込みであります。 農林水産大臣から各都道府県に対する当初配分については、国の水産政策審議会を経て、11月に通知される予定ですが、大臣からの配分を受けましたら、知事は、福島県資源管理方針に即して、知事が管理する区分に配分する数量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。 資料8ページをお開きください。 まあじ及びまいわし太平洋系群等の令和5管理年度の当初配

分案について、令和4年10月3日付けで水産庁から事前照会がありました。

資料9ページを御覧ください。

資料を横にさせていただき、ページの上にある表を御覧ください。

水産庁において算出した、令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量の案です。

表は、特定水産資源ごとに、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」、「まいわし対馬暖流系群」の3つに分かれておりますが、本県に關係するものは、左側の「まあじ」、中央の「まいわし太平洋系群」でございます。

まず、表の左側の「まあじ」の部分を御覧ください。

福島県と書いてある欄の右側の「TAC」の欄ですが、こちらが、国から本県に対し示された都道府県別漁獲可能量の案です。本年と同様「現行水準」と示されました。

2つ右の欄を御覧ください。

「目安数量（算定値）」の欄ですが、現行水準の場合の目安数量も、本年と同様「50トン未満」と示されました。

続いて、表の中央の「まいわし太平洋系群」を御覧ください。

左側の「TAC」の欄ですが、本年と同様「現行水準」と示されました。

2つ右の欄を御覧ください。

「目安数量（算定値）」の欄ですが、こちら、本年と同様「100トン未満」と示されました。

この、水産庁から示された令和5管理年度の当初配分案に対し、県は、いずれの特定水産資源においても本年と同じ数量が示されており、目安数量についても、東日本大震災前3か年の漁獲実績を基に算定されていることから、表の内容で定めることについて特段の意見はない旨回答しております。

資料6ページにお戻りください。

4の策定の内容を御覧ください。

先ほど御説明しました農林水産大臣により配分が見込まれる数量について、福島県資源管理方針に定める知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を、表のとおり定めることといたします。

まず、表の上から2段目、「まあじ」の欄を御覧ください。

	本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量を、福島県まあじ漁業に配分いたします。 次に、表の下段、「まいわし太平洋系群」の欄を御覧ください。 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量を、福島県まいわし太平洋系群漁業に配分いたします。 なお、福島県まあじ漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事が、まあじについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。 同様に、福島県まいわし太平洋系群漁業も、特定の漁法を指すものではなく、知事が、まいわしについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。 これらは、本県に住所がある者がまあじやまいわしを採捕する漁業を包括したもので、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。 これを踏まえ、県報において告示する案を資料5ページにお示ししております。 なお、当初配分の通知において、今回諮問しました「現行水準」と異なる配分となった場合は、改めて貴委員会の意見を求めることといたします。 また、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第1号、令和4年10月11日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、異議無しで答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手多数)
議 長	WEBで御参加の川邊委員、宮下委員についても確認しました。 よって、賛成多数ですので、議案第1号について「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第2号 海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）	
議 長	それでは、議案第2号 「海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）」を議題としま

	す。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
石田課長	はい、議長。 議案第2号 福島海区漁業調整委員会委員の辞任について御説明いたします。 資料12ページを御覧ください。 令和4年10月11日付け4生流第2581号で貴委員会へ協議しております。 内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。
議 長	よろしくお願いいたします。
成田主任 主査	はい、議長。 水産課 成田です。 議案第2号の内容について御説明いたします。 資料13ページを御覧ください。 1の概要を御覧ください。 今回の協議の概要を御説明いたします。 令和4年8月4日付けで、第22期福島海区漁業調整委員会委員である吉田数博委員から、福島県知事に対して、一身上の都合により委員を辞任したい旨の届出がありました。 2の根拠法令等を御覧ください。 破線で囲まれた部分を御覧ください。 委員の辞任につきましては、漁業法第141条において、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と定められております。 吉田 数博委員の辞任の理由については、健康上のためと伺っております。 これを受けまして、知事部局において、辞任の届出を受理し、手続を進めるにあたり、貴委員会の意見を求めるものです。 なお、今回協議します委員の辞任について、海区漁業調整委員会及び知事の同意が得られた場合、現在の海区漁業調整委員のうち、委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者、いわゆる中立委員の区分が1名欠員となります。 今回の協議の内容ではありませんが、この欠員に対する委員の

	補充につきまして、併せて御説明いたします。 3の経過・今後の予定の下段、任命の手続を御覧ください。 欠員に対する新しい委員については、令和5年4月までに任命するよう手続を進める予定であります。 11月から委員候補者の推薦及び募集を開始する予定であります。募集の期間はおおむね1か月間を予定しております。 説明は以上でございます。御審議よろしくお願い致します。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
平委員	今までの事例として執行部にどのような案件があったかお聞かせ願いたいです。
成 田 主 任 主 査	はい、議長。 水産課成田です。これまでの海区委員の辞任について申し上げますと、今回の吉田委員の辞任につきましては、改正漁業法施行後初めての事例になります。届け出に沿って海区委員会、知事の同意を経てという部分は大きくは変わらないのですが、改正漁業法に沿った手続きをもって、後任の委員を任命する手続きを踏んでいきたいと考えております。
平委員	そうすると、任命は、県の方の選定する基準に対して通らないと駄目なのですね。
成 田 主 任 主 査	はい、議長。 水産課成田です。委員の任命に至る手続きにつきましては、まず、公募をかけまして、推薦あるいは自薦なり、そういった形で候補者に手を挙げる形となります。その後、評価委員会等を経てふさわしい方を候補者として選出した上で、県議会の同意を経て任命する運びとなります。以上でございます。
平委員	はい、分かりました。
議 長	その他、何かございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	他に質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第2号、令和4年10月11日付けで知事から協議のありました「海区漁業調整委員会委員の辞任について」は、異議無しで回答することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。

各委員	(挙手総員)
議 長	WEB で御参加の川邊委員、宮下委員についても確認しました。 よって、全員賛成ですので、議案第 2 号について「異議なし」で 回答することに決定されました。

議案第 3 号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について

議 長	それでは、議案第 3 号「ひらめの採捕制限に関する委員会指示 について」を議題といたします。 詳細については事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (根本主幹)	はい、議長。 「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」、御説明いた します。資料は、14 ページからとなります。 14 ページを御覧ください。 この委員会指示は、全長 30 cm 未満のヒラメの採捕等を制限 するものです。 資料の 15 ページを御覧ください。指示発動までの経過等を示し てございます。 ヒラメの人工種苗の放流試験は、昭和 57 年度から開始され、 種苗放流による経済効果が明らかになるとともに、より、経済効 果を高めるためには、小型魚の保護が必要であることがわかりま した。 この結果を踏まえ、漁業者と県が協議を重ねた結果、ヒラメ栽 培漁業の事業化が決まるとともに、小型魚保護による資源管理の 機運が高まり、平成 5 年 1 月から、全長 30 cm 未満魚の採捕を 禁止する資源管理が開始されました。 このような背景・経緯から、ヒラメの資源管理を支援するた めに、平成 4 年 12 月 25 日に開催された海区委員会において、全 長 30 cm 未満のヒラメの採捕禁止と、違反して採捕されたヒラ メ、その製品の所持、販売、加工を禁止する委員会指示を発動す ることが決議されました。 その後の栽培漁業と資源管理等の経過につきましては、資料下 段に記載しております。平成 8 年度には、ヒラメ栽培漁業振興施 設が稼働し、以降、毎年、稚魚 100 万尾放流によるヒラメ栽培 事業が続けられてきました。 東日本大震災により、同施設は全壊しましたが、平成 30 年 には、相馬市に福島県水産資源研究所が開所し、令和元年度からヒ ラメの種苗生産が再開され、令和 2 年度から人工種苗 100 万尾 の放流が開始されました。 令和 3 年 4 月以降は、試験操業から本格操業への移行期間とな りましたが、これに伴い、試験操業で自主規制していた全長 50 cm 規制について、見直しの協議が始まりました。現在は、相双、

	いわきの各地区の状況に合わせて、それぞれ50cm、40cmの自主規制となっております。 ヒラメの漁獲量等の推移については、16ページのグラフ図1～3に示しております。震災後は、本県沖のヒラメに出荷制限等指示がかかりましたが、平成28年に解除され、同年に試験操業の対象となりました。令和3年の漁獲量は、510トンとなっております。 委員会指示の案については、資料の14ページのとおりです。14ページを御覧ください。概要について説明し提案に代えさせていただきます。 指示の内容ですが、福島県海面において、全長30cm未満のヒラメは採捕してはならないとするものです。また、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならないとするものです。 指示の有効期間は令和5年1月1日から同年12月31日までの1年間です。 以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
永瀬委員	レジャー船がヒラメを捕ることについて、県ではどう考えていますか。
事務局 (根本主幹)	レジャー船につきましても30cm未満は採捕してはならないので、これにつきましては周知を図るとともに、もしそのようなことがあれば違反になりますので、取締りの対象になると思います。
永瀬委員	レジャー船は、70枚釣ったとか宣伝しているので釣り人が来ます。土日は我慢しているが、平日私たちが操業したいときにレジャー船が来て、その場所を取られてしまう。そういう風になってくると、ヒラメを捕りたくても捕れなくなってしまう。そこら辺を少し考えてほしいです。以上です。
議 長	その他、何かございませんか。 では、私からよろしいでしょうか。今回のこの30cmというのは、ある程度、いろいろな人から聞き取りをした経緯がありますか。
事務局 (根本主幹)	今回の制限に関しては、聞き取りは行っておりません。自主制限と言うことで、先ほどもお話ししましたように、相双地区といわき地区でそれぞれサイズが異なっていることもありまして、この辺は漁業者の方々と、協議をされた中で、サイズを上げるという話が出てくれば委員会の方でも検討はしますけれども、まだその段階には至っていないだろうというところで、今年は例年通り30cm未満で提案させていただきました。

議 長	自主規制がいわき地区、相双地区は異なりますけども、やはり 30 c m では商品価値がないということで、漁業者はいわき地区の場合、40 c m 以下は放流、それをレジャー船に持って行かれてはどうしようもないという自分の考えもありますので、今後、相双地区、いわき地区の委員の皆様と漁業者を交えてサイズの見直しも必要かと思います。以上です。
永瀬委員	もう一点よろしいでしょうか。 私たちの地区には、茨城県の漁船も入ってきます。我々は 30 c m のヒラメを釣った場合は放流していますが、茨城県では 30 c m のヒラメを水揚げしても大丈夫なので、茨城県の漁船は 30 c m のヒラメも持って行ってしまいます。 このようなことが想定されますので規則や指示が必要かと思っています。
平委員	私のところもプレジャーボートが入ってくるので、この間聞いてみたのです。そうしたら、相双地区内のボートまたは釣り船業者には、50 c m 以下のものは放流してくださいという通達が回っているそうです。彼らからは、釣り上げたものは放流していませんと言う話がありました。プレジャーボートで、会に入っていない人は、全くこのような話を聞いていないのではないかという話です。私のところは、会長が何かの機会に言っていたが、原釜でも会に入っている人は通達が行くが、行かない人は全く聞いてない。なので永瀬さんが言うように徹底できないものがまだあるのではないかと思います。
議 長	平委員の意見としては、全国海区の要望の中で、要望しております。今後、いろいろな考え、対策が必要になってくると思いますのでよろしくお願いします。 その他何かございませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第 3 号「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」は、原案どおり発動することに、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	WEB で御参加の川邊委員、宮下委員についても確認しました。よって、全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり発動することに決定されました。

(2) 報告事項

報告事項 ア 海区漁場計画の素案について

議 長	続きまして、報告事項ア「海区漁場計画の素案について」知事部局から説明願います。
石田課長	はい、議長。 報告事項ア 海区漁場計画の素案について御説明いたします。 報告事項アの内容について、御説明の前に資料の修正をお願いいたします。 資料１７ページを御覧ください。 資料中程の表を御覧ください。左から２つ目の欄「内容【共同漁業権】」、その右隣の欄「内容【区画漁業権】」の欄を御覧ください。 上から５段目の欄の中で、下線を引いてある箇所の「下記４」の部分で「下記３」に訂正をお願いします。 次に資料２１ページをお開きください。 ２１ページの上の表の左から４番目の欄「漁業種類及び漁業名称」の欄の「第１種区画漁業」の下に「藻類垂下式養殖業」とありますが、正しくは「貝類垂下式養殖業」となります。 訂正をお願いするとともにおわび申し上げます。 令和５年９月に予定されております漁業権の一斉切替に当たり作成します海区漁場計画の素案について、御報告いたします。 内容の詳細につきましては、担当から説明させます。
議 長	よろしくをお願いします。
成田主任 主査	はい、議長。 水産課 成田です。 それでは、報告事項アの内容について御説明いたします。 現在免許をしております海面の共同漁業権及び区画漁業権については、令和５年８月３１日で満了となります。 県では、漁業権の免許の切替えに当たり、漁業権の内容となる海区漁場計画を定めることとなります。 海区漁場計画の素案の内容に入る前に、漁業権制度と本県における免許の状況について御説明いたします。 資料２４ページをお開きください。 まず、漁業権の種類についてです。 漁業権とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営むことのできる権利です。 ２４ページの表を御覧ください。 表の左側、「種類」の欄を御覧ください。 漁業権の種類は、「定置漁業権」、「区画漁業権」、「共同漁業権」の大きく３つに分けられます。 本県の海面において免許をしているものを太枠で囲んでおりますが、「区画漁業権」については、第１種区画漁業、第３種区画漁業、「共同漁業権」については、第１種共同漁業、第２種共同漁業の免許をしております。

次に本県の海面における免許の状況について御説明します。
資料29ページの上の表を御覧ください。

2の(1)に免許の件数をお示ししております。

区画漁業権については、6件免許をしており、漁業権者は相馬双葉漁業協同組合です。

現在の区画漁業権の免許の存続期間は、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの5年です。

共同漁業権については、27件免許をしており、漁業権者は、いわき市漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合、相馬双葉漁業協同組合です。

現在の共同漁業権の免許の存続期間は、平成25年9月1日から令和5年8月31日までの10年です。

具体的な漁場の位置や免許の内容について御説明します。

資料の28ページを御覧ください。

こちらのページでは、漁業権の漁場の位置を示しております。

まず、「区画漁業権」について御説明します。

28ページの左半分を御覧ください。

こちらは松川浦を示したものでございますが、6つの漁場を設定し、免許をしております。

免許の内容については、資料30ページをお開きください。

表の左側が漁業権の漁場ごとの番号です。区第1号から第6号まで6つございます。

その隣に、現在の漁業権者を記載してございますが、相馬双葉漁業協同組合に免許をしております。

表の右半分で丸が付いている部分が、現在、免許をしているものを示しております。

第1種区画漁業とは、一定の区域内において、竹や木等を敷設して営む養殖業で、松川浦の「のり」や「わかめ」の養殖について免許をしております。

次に、第3種区画漁業についてです。

これは、一定の区域内において営む養殖業で、松川浦の「あさり」や「かき」について、稚貝を海底にまいて育成する「地まき式」により養殖を行うものについて免許をしております。

次に「共同漁業権」について御説明します。

資料28ページにお戻りください。

28ページの右半分が、共同漁業権の漁場を示したものです。

本県の沿岸のほとんどに、共同漁業権の設定をしております。

資料29ページを御覧ください。

2の(2)共同漁業権の表を御覧ください。

先程と同じように、左側に漁業権の漁場ごとの番号、その隣に現在の漁業権者、右側の「漁業種類及び漁業名称」の欄に現在免許をしている漁業について、丸で示しております。

「漁業種類及び漁業名称」の欄を御覧ください。

まず、第1種共同漁業についてです。

第1種共同漁業とは、貝類や藻類など、一定の水面から他に移動しない水産動物を目的とする漁業のことで、本県では、あわびやうに、ほっき等を目的とする漁業について免許をしております。

次に第2種共同漁業についてです。

表の右側、「第2種共同漁業」の欄を御覧ください。

第2種共同漁業とは、海面において、網を移動しないように敷設して営む漁業で、本県では、さし網漁業の免許をしております。

また、相双地区では、小型定置漁業、さけ角網漁業について免許をしております。

以上、本県における漁業権の免許の状況について御説明いたしました。

次に、これまでの経過と今後のスケジュールについてです。

資料26ページをお開きください。

本日の報告は、上から2つ目の四角「立案」の段階にあたります。

これまでの経過ですが、1番上の四角「調査」を行ってまいりました。

現在、漁業権の免許を有するいわき市漁業協同組合、小名浜機船底曳網漁業協同組合、相馬双葉漁業協同組合の3漁協に対し要望調査を実施し、その後、各浜を回り、ヒアリングを行いました。

その結果を踏まえ、令和5年9月以降の漁業権の内容となる海区漁場計画の素案を作成し、今回の委員会では、その概要について御説明をいたします。

この素案については、この後、関係機関との調整や漁業法に基づく利害関係者の意見聴取を行います。

そこで得られた意見等を踏まえ、素案の内容を検討し、計画の原案を作成いたします。

原案ができましたら、上から3つ目の四角の手续、貴委員会へ諮問を行います。時期は令和5年2月となっておりますが、1月下旬頃を予定しております。

その後、貴委員会において公聴会を開催していただき、答申が得られましたら、海区漁場計画を決定いたします。

26ページの下側、免許事務の枠で囲まれた部分を御覧ください。

海区漁場計画の決定後、免許の申請がありましたら、必要な審査を行い、上から3つ目の四角、免許をする者を決定するため、貴委員会へ諮問を行います。

その後、答申を受けましたら、令和5年9月1日に免許をすることとなります。

以上、漁業権制度及び本県の漁業権免許の状況等について、御説明いたしました。

次に、今回の報告の内容であります令和5年度漁業権切替えに係る海区漁場計画の素案について、御説明します。

資料17ページにお戻りください。

1の根拠を御覧ください。

先ほど御説明したとおり、現在免許をしている海面の区画漁業権、共同漁業権は、令和5年8月31日をもって免許の存続期間が満了いたします。

県では、漁業法の規定に基づき、令和5年9月1日からの免許の内容となる海区漁場計画を作成いたします。

今回は、その素案について御報告いたします。

なお、今回の海区漁場計画の作成は、令和2年に施行された改正後の漁業法に基づき行われる初めての手続となります。

海区漁場計画の素案の概要について御説明いたします。

17ページ中程にある表を御覧ください。

左の欄には海区漁場計画において定める事項、中央と右端の欄には、共同漁業権、区画漁業権について、令和5年9月1日以降の内容をお示ししております。

海区漁場計画の構成といたしましては、漁業権についての内容と保全沿岸漁場についての内容がございます。

そのうち、表の一番下、保全沿岸漁場につきましては、米印の2に記載しているとおり、漁場の保全活動を沿岸漁場管理制度によらず、漁協の自主的な活動として行う場合には、従前のおり実施することが可能であるため設定しないことといたします。

表の上から3段目「漁場の位置」から、表の下から2段目「漁業権の設定に関し必要な事項」までが漁業権に関して定める事項です。

内容のほとんどは、現行の免許内容と同様に設定することとしておりますが、一部、変更を検討している事項がございます。

表の上から5段目、漁業権についての「漁業の種類」の欄を右に御覧ください。

表の中央、共同漁業権について、第2種共同漁業権の漁業の種類の追加を検討しております。

表の右側、区画漁業権については、漁業の名称の変更を検討しております。

この2つの変更点について御説明します。

資料18ページをお開きいただき、3の(1)を御覧ください。

まず1つ目の変更点は、第2種共同漁業権の漁業の種類の追加です。

変更前、変更後の図でお示ししておりますが、第2種共同漁業権のうち、共第18号及び共第20号に「えびさし網漁業」を追

加することといたします。

追加する漁場の位置は、資料 28 ページをお開きください。

右半分の地図を御覧いただき、中央のあたりにあります大熊町・富岡町の地先を漁場とする共第 18 号、浪江町・双葉町の地先を漁場とする共第 20 号です。

なお、共第 20 号の上にある共第 27 号においては、えびさし網漁業の免許をしております。

資料 18 ページにお戻りください。

背景ですが、現在の漁業権者である相馬双葉漁業協同組合から、えびさし網漁業の追加の要望が提出されたことを受けまして、検討いたしました。

理由につきましては、えびさし網漁業を追加することで、有効な漁場の活用につながると判断されること、また、隣接する共第 27 号と一体的に漁場を管理することで、海面の総合的な利用の推進につながると判断されることから、追加することといたしました。

次に、18 ページの下側、3 の (2) を御覧ください。

2 つ目の変更点は、区画漁業権の漁業の名称の変更です。

19 ページの上の図を御覧ください。

左側に現行の免許内容、右側に変更後の内容をお示ししております。

まず、第 1 種区画漁業について、現在の「のり網ひび式養殖業」、「わかめ張縄式養殖業」、「こんぶ張縄式養殖業」を「藻類養殖業」とし、「かき垂下式養殖業」を「貝類垂下式養殖業」といたします。

次に、第 3 種区画漁業について、「かき養殖業」、「あさり養殖業」を「貝類養殖業」といたします。

変更することとした背景と理由ですが、漁業権の切替えに当たり、海区漁場計画の作成等について、令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号で水産庁長官から通知されました技術的助言の中で、区画漁業権の漁業の種類について、「必ずしも魚種を一種類に限定しないことや、魚種を指定しないこととしても差し支えない」と示されました。

これを受けまして、本県においても、養殖の対象とする魚種を限定しないことで、環境の変化に応じて養殖を行う魚種を変更することができるようになり、漁場の適切かつ有効な利用につながると判断されるため、変更することといたしました。

この内容を踏まえ、令和 5 年 9 月 1 日以降の漁業権の内容を資料 20 ページと 21 ページにお示ししております。

以上、海区漁場計画の素案について、概要と現行の免許内容からの変更点について御説明いたしました。

なお、資料 22 ページ、23 ページに、現行の免許内容との新

	旧対照表を付けておりますので、参考に御覧ください。 以上で説明を終わります。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
今泉委員	えびさしはイセエビ等を指しているのですか。
成 田 主 任 主 査	えびさしの内容ですが、要望をした漁協の説明としては、おっしゃられた通り、イセエビ等が見えるようになってきたため、えびさし網漁業を設定して管理をしていきたいと言う話をいただいております。
今泉委員	現在は、小浜だけはえびさし網漁業が免許されていますが、勿来など他地区は免許されていません。えびさし網の許可がおりるとするならば、例えば他のさし網でイセエビがかかった時に、違反操業になってしまうのですか。
成 田 主 任 主 査	今、漁業権の設定がされていないところで許可や漁業権に基づくさし網でえびを捕った場合に違反になるかについてですが、これは違反にはなりません。 今回、相双漁協の方でこのようにえびさし網という形で、狙う魚種を指定して、それを行使する漁業者、漁期、漁具の使用等のルールを決めて管理していきたいという形で設定した形になっております。
今泉委員	そうすると、他の網で刺しても漁業権のあるところでは、販売しても大丈夫ということですか。
成 田 主 任 主 査	はい、大丈夫です。
今泉委員	はい、分かりました。ありがとうございました。
議 長	その他何かございませんか。
川邊委員	川邊です。御説明ありがとうございました。 今の成田さんのお答えよく聞こえなかったもので、既にお答えされているかもしれませんが、18ページに新しくえびさし網漁業が加わったというお話しですが、今まではどのような漁業で捕っていたのでしょうか。
成 田 主 任 主 査	18ページの変更前、変更後ということで、今免許をしている第二種共同漁業の中身を示しておりますが、さし網漁業の頭の所に、いくつか種類を設けて、4種類になっております。この中で、イセエビ等も混獲される状況の中で、えびを狙って捕るものについては、改めてえびさし網漁業という形で、切り分けて、その中で行使を管理していくと言う考えでこのように設定しています。
川邊委員	ありがとうございます。そうすると今まで混獲で入ってきていたのが、別途えびさし網漁業を設けたということによろしいでしょうか。
成 田 主 任 主 査	はい、そのとおりです。

議 長	その他何かありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	ほかに質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項 イ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果について

議 長	続きまして、報告事項イ「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について御報告いたします。 資料の31ページを御覧ください。 通常総会は、5月に宮城県で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため、書面での表決となりました。議題は1号～4号議案のとおりです。資料の35ページ以降に、議案第1号令和3年度事業報告、議案第2号令和4年度事業計画案について添付しております。ほとんどの会議が書面あるいはWEB上での開催となっております。内容について、後ほど御覧頂ければと思います。 議案第3号の国へ要望については、報告事項ウで御説明いたします。議案第4号次期総会の開催については、東京都での開催となり、現在の会長県である静岡県と次期会長県である本県とで開催の準備を行う予定となっております。 説明は以上でございます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありますか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。

報告事項 ウ 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について

議 長	続きまして、報告事項ウ「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について」事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会の国への要望活動結果について御説明いたします。資料は43ページからとなります。43ページを御覧ください。

	令和４年度の国への要望活動については、７月２２日に行われました。全漁調連の会長、副会長、理事、監事、各都道府県の事務局職員が参加しました。 本県からは、今野会長と事務局の私が出席しております。 要望先は、水産庁、国土交通省、外務省、海上保安庁、衆参農林水産委員会委員長で、各省庁において要望書を手交するとともに、内容について意見交換を行いました。 資料の４７ページを御覧ください。 こちらに本県から提案した遊漁と漁業の調整、遊漁者の資源管理への協力について、水産庁からの回答を添付しております。また、本日、各要望事項に対する回答を配布しておりますので、内容については後ほど御確認ください。 説明は以上でございます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 エ 全国海区漁業調整委員会連合会の令和５年度に向けた要望について	
議 長	続きまして、報告事項エ「全国海区漁業調整委員会連合会の令和５年度に向けた要望について」 事務局から説明願います。
事務局 (根本主幹)	全国海区漁業調整委員会連合会の令和５年度に向けた要望について、御説明いたします。資料の４８ページを御覧ください。 令和５年度の要望に向けて、東日本ブロックの幹事県である神奈川県から各県に要望の照会がありました。各委員の方々に事務連絡にて照会したところ、遊漁者や遊漁船に関して、引き続き課題があることから、令和５年度に向けて、継続要望で提案することといたしました。また、今年度の東日本ブロック会議はWEBでの開催となりましたが、本県からの議題として、漁業と遊漁船業に関わる漁業調整の課題と対応について、情報交換を提案いたしました。 ブロック会議は、令和４年１１月８日に開催されますので、次回の委員会において結果を御報告いたします。 説明は以上でございます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承

	知願います。
6 閉会	
議 長	これで予定された議題については終了しました。これを持ちまして、第22期第10回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 皆さま、お疲れ様でした。

令和4年10月25日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今 野 智 光 

議事録署名人 : 川 邊 みどり 

議事録署名人 : 森 田 政 利 